

大和市条例第4号

大和市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第4号

大和市手数料条例の一部を改正する条例

大和市手数料条例（昭和26年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表諸証明、写しの交付及び閲覧関係の表第3号中「住民票」の次に「又は除票」を加え、同表第6号中「住民票又は戸籍の附票の写し」を「住民票の写し又は除票の写し」に改め、同表中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

7	戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1通につき	300円
---	-----------------------------	-------	------

別表行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関係の表第1号を削り、同表第2号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条の規定に基づく返納後の個人番号カードの再交付手数料又は省令第28条の規定に基づく」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する」に改め、同号を同表第1号とする。

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表第1号を次のように改める。

1	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築	(1) (2)に該当する場合 以外の場合	ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合 34,000円 イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。）の住宅部分（人の居住の用に供する建築物の部分をいう。以下この表において同じ。）の場合（住宅部分のみの申請をする場合に限る。） 次に掲げる当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数（以下この表において「申請戸数」という。）の区分に
---	--	-------------------------	--

等計画の認定
申請手数料
(次号に該当
する場合を除
く。)

応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 申請戸数が1戸の共同住宅等 34,000円
- (イ) 申請戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等 69,000円
- (ウ) 申請戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 97,000円
- (エ) 申請戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 140,000円
- (オ) 申請戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 200,000円
- (カ) 申請戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 280,000円
- (キ) 申請戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 380,000円
- (ク) 申請戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 500,000円
- (ケ) 申請戸数が300戸を超える共同住宅等 590,000円

ウ 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。以下この表において同じ。）の場合（同時に住宅部分の申請をする場合を含む。）当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分（共用部分（共同住宅の住宅部分以外の部分をいう。以下この表において同じ。）の審査を要しない場合にあつては、次の(ア)及び(ウ)に掲げる建築物の部分）の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(ア) 共同住宅等の住宅部分 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- a 総戸数が1戸の共同住宅等 34,000円

b 総戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等 69,000円

c 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 97,000円

d 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 140,000円

e 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 200,000円

f 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 280,000円

g 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 380,000円

h 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 500,000円

i 総戸数が300戸を超える共同住宅等 590,000円

(イ) 共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 110,000円

b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 180,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 280,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の建築物 360,000円

e 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の

			<p>建築物 430,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートルを超える建築物 500,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分（建築物の住宅部分及び共用部分以外の部分をいう。以下この表において同じ。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 240,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 380,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 550,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の建築物 670,000円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の建築物 790,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートルを超える建築物 900,000円</p>
	<p>(2) 法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性</p>	<p>ア 一戸建ての住宅の場合 4,900円</p> <p>イ 共同住宅等の住宅部分の場合（住宅部分のみの申請をする場合に限る。） 次に掲げる申請戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 申請戸数が1戸の共同住宅等 4,900円</p> <p>(イ) 申請戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等 9,600円</p> <p>(ウ) 申請戸数が5戸を超え10戸以内の共同住</p>	

能評価機関
又は建築物
のエネルギー
消費性能
の向上に関
する法律
(平成27
年法律第
53号)第
15条第1
項に規定す
る登録建築
物エネルギー
消費性能
判定機関
(以下「登
録住宅性能
評価機関
等」とい
う。)による
審査を受け
た場合

宅等 16,000円

(エ) 申請戸数が10戸を超え25戸以内の共同
住宅等 27,000円

(オ) 申請戸数が25戸を超え50戸以内の共同
住宅等 45,000円

(カ) 申請戸数が50戸を超え100戸以内の共
同住宅等 81,000円

(キ) 申請戸数が100戸を超え200戸以内の
共同住宅等 130,000円

(ク) 申請戸数が200戸を超え300戸以内の
共同住宅等 160,000円

(ケ) 申請戸数が300戸を超える共同住宅等
170,000円

ウ 一の建築物の場合(同時に住宅部分の申請を
する場合を含む。)当該申請に係る建築物の
部分について、次に掲げる建築物の部分(共用
部分の審査を要しない場合にあつては、次の
(ア)及び(ウ)に掲げる建築物の部分)の区分に応
じ、それぞれ次に定める額を合算した額

(ア) 共同住宅等の住宅部分 次に掲げる共同住
宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定
める額

a 総戸数が1戸の共同住宅等 4,900円

b 総戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅
等 9,600円

c 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住
宅等 16,000円

d 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同
住宅等 27,000円

e 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同
住宅等 45,000円

f 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 81,000円

g 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 130,000円

h 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 160,000円

i 総戸数が300戸を超える共同住宅等 170,000円

(イ) 共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 9,600円

b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 27,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 81,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の建築物 130,000円

e 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の建築物 160,000円

f 床面積の合計が25,000平方メートルを超える建築物 200,000円

(ウ) 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 9,600円

b 床面積の合計が300平方メートルを超

			え 2, 000平方メートル以内の建築物 27, 000円
			c 床面積の合計が2, 000平方メートル を超え5, 000平方メートル以内の建築 物 81, 000円
			d 床面積の合計が5, 000平方メートル を超え10, 000平方メートル以内の建 築物 130, 000円
			e 床面積の合計が10, 000平方メー トルを超え25, 000平方メートル以内の 建築物 160, 000円
			f 床面積の合計が25, 000平方メー トルを超える建築物 200, 000円

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表第5号中「住宅部分をいう。」の次に「ただし、共用部分（住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。）の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除く。」を加え、同表第9号中「第1条第1項第3号ロ」の次に「(同項第2号イ(2)に適合するものとして申請され、かつ、住宅部分の設計一次エネルギー消費量(同項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下この表において同じ。)が同項第2号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル住宅の設計一次エネルギー消費量として算出された場合を除く。)」を加える。

附 則

この条例中別表行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関係の表第1号を削り、同表第2号を改め、同号を同表第1号とする改正規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第6号に規定する政令で定める日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。